

物価高騰から暮らしを応援します

対象の皆さまへ 1人あたり【5,000円～10,000円】を支給します

対象者の皆さまへは、郵送にて「支給確認のお知らせ」または「支給申請のお知らせ」を送付します。

■ 支給対象となる方（支給対象者）

次の条件に当てはまる方が対象です。
令和8年1月1日～令和8年4月1日の間、継続して岬町の住民基本台帳に記録されている方

■ 申請・受給する方（申請・受給者）

申請・受給は、対象者が属する世帯の世帯主です。

※4月1日以降に世帯主が死亡した場合は、世帯の状況により申請・受給者が変わることがあります。

■ 「支給確認のお知らせ」が届いた方

受取口座に変更がない場合は、**手続きの必要はありません**。受取口座に誤りや変更がある場合は、**6月30日までに**支給変更申請書（提出用）に振込口座を記入のうえ、**必要書類**※とともに返送してください。

振込予定日：7月30日（木）

■ 「支給申請のお知らせ」が届いた方

支給申請書（提出用）に振込口座を記入のうえ、**必要書類**※とともに返送してください。

振込予定日：7月30日（木）

（6月30日までに申請があった方）

※最終申請期限：8月31日（月）

※**必要書類**とは、**口座確認書類・公的身分証明書の写し**です。

■ 支給額

基本額：1人あたり 5,000円（対象者全員）

加えて、次のいずれかに当てはまる方には
加算額：1人あたり 5,000円を上乗せします。

【加算の対象】

① **基準日に65歳以上の方**（高齢者加算）

② **基準日に65歳未満で、平成19年4月1日以前生まれの方**（現役世代加算）

【支給額の目安】

①②に該当する方：合計 10,000円

（5,000円+5,000円）

①②に該当しない方：5,000円（基本額）

※年齢等の判定は、令和8年4月1日時点で行います。

■ よくある質問

右記QRコードから
ご確認ください。



■ DV等で避難している方

受給の対象となる場合がありますので、お問い合わせください。

■ ご注意ください（詐欺に注意）

不審な電話や訪問があった場合は、サポート窓口へご相談ください。

この支援金は、国の「重点支援地方交付金」を活用しています。

【お問い合わせ】

岬町住民生活支援金サポート窓口

電話：072-488-7155（平日 9:00～17:30）

住民生活支援事業

【 受給の流れ】

「支給確認のお知らせ」が届いた。

はい

口座情報に誤りや変更がある。

いいえ

手続きは不要です。

はい

支給変更申請書（提出用）に口座情報を記入し、※必要書類を添付して、6月30日までに支給変更申請書を返送してください。

※必要書類とは本人確認書類、口座情報が確認できる書類です。

7月30日（予定）に口座へ振り込みます。

※6月30日までに口座変更の手続きや辞退されない場合は、自動的に支給します。

この支援金は、国の「重点支援地方交付金」を活用しています。

【 お問い合わせ】

岬町住民生活支援金サポート窓口

電話：072-488-7155（平日 9:00～17:30）